「食品安全関係府省緊急時対応マニュアル(仮称)」(案)における緊急対策本部設置までの流れ 食品安全委員会 リスク管理機関 緊急事態等の発生 緊急事態等の発生 通報 通報 <情報連絡窓□> 第1報の通報・情報交換 <情報連絡窓□> ·厚労省医薬食品局食品安全部 情報·緊急時対応課 企画情報課 協議要請 ·農水省消費 ·安全局総務課 食品安全担当大臣 協議要請 報告 食品安全危機管理官 連絡 ·環境省環境管理局水環境部 開催 企画課 緊急協議 委員会委員長 <関係各大臣> 委員会からの報告又はリスク 参加 参加 食品安全担当大臣への報告 ·厚生労働大臣 管理機関からの要請に基づき の必要性を判断する ·農林水産大臣 食品安全担当大臣が必要と認 めた場合に行い、緊急対策本 ·環境大臣 部の設置を決定 設置 参画 参画 ____決定 L 緊急対策本部 開 参 本部長・・・食品安全担当大臣 本部員…厚生労働大臣、農林水産大臣、委員会委員長 加 催 その他本部長が必要と認めた関係各大臣等 事務局・・・委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て 担当。事務局長には委員会事務局長を充てる 連携 食品安全行政に関する関係府省連絡会議 <構成員> ·委員会事務局長 (議長) ·厚生労働省医薬食品局食品安全部長 ·農林水産省消費·安全局長 ·環境省環境管理局水環境部長 等